



宮城県(産立)指令第 8 号

栗原市若柳字川南外小太郎16番地
株式会社東日本開発

令和元年12月24日付けで申請のありました採取計画については、採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定により、別記の条件を付けて下記のとおり認可します。

令和2年5月21日

宮城県知事 村井嘉浩



記

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1 採取場の場所 | 栗原市金成柵木沢23-6 外 |
| 2 採取場の面積 | 38,299㎡ |
| 3 採取量 | 129,888㎥ |
| 4 採取の期間 | 令和2年5月21日から
令和4年5月20日まで |

(教示)

この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に採石法第39条第1項の規定により、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。また、この処分についての公害等調整委員会に対する裁定申請の裁定を経た後に、裁定申請の裁定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

(担当：経済商工観光部産業立地推進課)